

## 学識経験者懇談会における傍聴に関する手続き・注意事項等について

### 1. 傍聴者の定員

- (1) 傍聴者の定員は原則として 10 名とする。ただし、特に必要があると認める場合は、座長が懇談会に諮って別に定員を定めることができる。
- (2) 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、懇談会開催前に、希望者立会のもとで抽選を行い傍聴者を決定する。ただし、抽選時に不在の者は傍聴することができない。

### 2. 傍聴の申し出等

- (1) 傍聴を希望する者は、受付に申し出の上、傍聴申出書（様式 1）に所要事項を記入しなければならない。
- (2) 傍聴の申し出は、懇談会の開会予定時刻の1時間前から30分前までの間に行わなければならない。
- (3) 傍聴を認められた者は、事務局員の指示に従い、会場に入場するものとする。
- (4) 傍聴を認められた者は、その権利を他人に譲ることができない。

### 3. 傍聴できない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。
  - 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
  - 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
  - はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
  - 拡声器、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者
  - 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
  - 酒気を帯びていると認められる者
  - 異様な服装をしている者
  - その他会議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者
- (2) 児童及び乳幼児は懇談会を傍聴することができない。ただし、同伴者が座長の許可を得た場合はこの限りではない。

### 4. 傍聴者の遵守事項

- (1) 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
  - 会議中の発言、質問等は認めない。
  - 懇談会における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
  - はち巻をするなど、示威的行為をしないこと。

帽子、オーバーコート類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により座長の許可を得た場合はこの限りではない。

飲食または喫煙をしないこと。

会議室において写真撮影、録画又は録音をしないこと。

会議室において、携帯電話等の無線機を使用しないこと。

みだりに傍聴者席を離れないこと。

その他、懇談会の会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

## 5．係員の指示

( 1 ) 傍聴者は、すべて座長及び事務局員の指示に従わなければならない。

## 6．傍聴者の退場

( 1 ) 審議内容により、懇談会が非公開とされた場合は、傍聴者は退場すること。

( 2 ) 傍聴者が前記「4．傍聴者の遵守事項」に違反したときは、座長が注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができる。

( 3 ) ( 2 ) の規定により、退場を命ぜられた者は、当日再び会場に入場することはできない。

